

農村滞在型余暇活動機能整備計画書

(市町村計画)

平成22年10月

平成24年11月 一部変更

平成31年 4月 一部変更

北海道白老町

## 第1 基本的な考え方

白老町は、海、山、川と水の自然に恵まれ、中でも天与の資源である温泉を活用し、全国に名だたる観光地として発展してきたが、最近の観光においては、家族・小グループ旅行やアウトドアスポーツ、農業体験などの体験型観光が増加し、これらの観光客のニーズに応える魅力ある観光地づくりが求められてきている。

白老町においては、畜産・しいたけ・鶏卵の農業と白老港等を拠点とした水産業が営まれているが、これら一次産業従事者の所得の向上が課題となっており、近年、農水産物の加工品製造・直売、イベント、加工体験等を通じて都市住民との交流も年々増加の傾向にある。

これらのことから、白老町では、まちづくりの指針である町の第5次総合計画（平成24年）において、町全体の産業の振興を図るため、基幹である観光産業と農林水産業とが連携し、農水産物の地産地消にも取り組みながら、グリーンツーリズム（農村との交流を楽しむ余暇活動）やマリントーリズム（漁村との交流を楽しむ余暇活動）を積極的に推進する施策を打出している。

しかし、農村・漁村地域では都市住民との交流や滞在のできる施設が少ないことから、これらの機能の整備が大きな課題となっている。

このため、今後、5年間の本町における農山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備については、農用地の有効利用を中心課題としつつ、地域に賦存する美しい自然や多様な農林水産業の生産活動を活かした観光、農林水産業など、町の産業の総合的な振興を図る観点から積極的に推進していくとともに、本活動の円滑な推進を通じて、地域産業の振興及び地域の活性化を総合的に展開していくものである。

## 第2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

### 1 農村滞在型余暇活動の機能を整備する地区の区域

#### (1) 滞在型余暇活動の機能を整備する地区の区域の範囲

農村滞在型余暇活動の機能を整備する地区の区域（以下「整備区域」という。）の範囲は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項により指定された白老町農業振興地域（以下「農振地域」という。）内で、次の表に掲げる区域とする。

なお、この区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第3項に基づき指定された市街化調整区域（以下「市街化調整区域」という。）であるため、市街化を抑制すべき区域であるが、次の理由により整備区域に含めるものとする。

#### 【整備区域の範囲】

整備区域の範囲		うち市街化調整区域
A	字虎杖浜の農振地域内	左記の区域と同じ
B	字石山の農振地域内の一部（石山西部地区）	
C	字石山の農振地域内の一部（石山東部地区）	
D	字白老の農振地域内の一部	
E	字社台の農振地域内の一部	

ア 市街化調整区域を整備区域に含める理由

整備区域は、農業が専門的に営まれている地域で、畜産を中心とした農業生産が盛んに行われており、町の第5次総合計画の土地利用の方針において、「豊かな自然、歴史・文化などを活かした産業振興や観光振興等に取り組むとともに、町民を支える都市機能を各地区の既成市街地の中心部に誘導し、その集積により様々な活動が繰り広げられる地域として、活性化を図り、魅力を高めるまちづくりを進めます。」と位置づけられ、自然環境の喪失やスプロール化（虫食い状の無秩序な市街地形成）を招くような開発計画を厳しく規制するとともに、一定の土地利用を許容しなければならない区域を見極め、将来の都市構造との整合を考え、あらたな制度の導入により、秩序ある土地利用を進める地域である。

農村滞在型余暇活動の機能の整備については、市街化を促進するおそれがないことや、隣接する市街地には多くの都市住民が居住しており、農業、農村に対する理解を深めるために果たす役割が大きいことから、市街化調整区域を含む農振地域における整備計画を定めるものとする。

(2) 整備区域のゾーニング

整備区域については、それぞれの地域の特性を考慮したコンセプトによりテーマを掲げて、地域ゾーニングを設定する。

グリーンツーリズム関連施設は、このテーマに沿った必要かつ最小限度の施設と、計画的な機能の整備を図ることにより、無秩序な開発を抑制するものとする。

【白老町におけるグリーンツーリズムの推進と地域ゾーニング】

区分		地域コンセプトとそのゾーニング				
		虎杖浜地区 自然交流ゾーン	石山西部地区 自然交流ゾーン	石山東部地区 体験交流ゾーン	白老地区 自然交流ゾーン	社台地区 自然交流ゾーン
		しいたけを主体とした農作業体験と農産物の販売や食の提供	畜産を主体とした農作業・加工製造体験や農産物の販売や食の提供	畜産を主体とした農作業・加工製造体験や農産物の販売や食の提供	畜産を主体とした農作業・加工製造体験や農産物の販売や食の提供	畜産や畑作を主体とした農作業・加工製造体験や農産物の販売や食の提供
市街化調整区域	農業振興地域	字虎杖浜の農振地域内	字石山の農振地域内の一部	字石山の農振地域内の一部	字白老の農振地域内の一部	字社台の農振地域内の一部
	グリーンツーリズム関連施設の整備を計画する範囲					
		上記以外の地域では整備しない				

なお、ゾーニングした各エリアにおける特色、課題、将来的な方向性等は、別紙の補足説明資料に記載する。

## 2 整備区域における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

### (1) 区域の現況

#### ア 土地利用の現況

白老町における土地利用状況は、海岸沿いの平野部が狭小なことから市街地の発展が高台農業地帯に迫っており、特に国道36号を中心に市街化が進み宅地等の面積がゆるやかではあるが増加傾向にある。

本地区の農用地面積は、ここ数年横ばい状況にあり、農用地の利用区分は草地（飼料畑・採草放牧地）が大半を占めている。

#### 【白老町の土地利用状況】

	農用地			農業 用施 設用 地	混牧林 地以外 の山林 原野(う ち混牧 林地)	その 他	合計
	農地	採草 放牧 地	農用 地計				
農業振興地域	918	1,147	2,065	134.9	2,340 (213)	368.1	4,908
農用地区域	831	1,111	1,942	93.9	266 (177)	0	2,301.9
農振白地	87	36	123	41	2,074 (41)	368.1	2,606.1

注) 資料：農業振興地域内の土地利用状況（平成30年）

#### イ 農業の現況

(ア) 白老町の農業は、雨量が多く夏季に海霧が発生する厳しい気象条件のため、肉牛を中心に養豚・養鶏などの畜産業が営まれているが、一部にしいたけやアスパラなどの栽培も増加してきておりバリエーションに富んだ良質の農畜産物が生産されている。

(イ) 本町農業生産の中核である肉用牛の飼養頭数は平成31年2月1日現在12,000頭で5年前と比較すると12.8%の増加となっている。

(ウ) しかし、最近の消費の低迷等により農業所得が伸び悩んでおり、さらには、高齢化や後継者不足等から離農者が増加する傾向にあり、新たな対応策が必要となっている。

このような状況ではあるが、商標登録、地域ブランドの推進、バーガー&ベーグルなどの食と観光の取組など、農水産物の加工品製造・直売、イベント、加工体験等を通じて都市住民との交流を積極的に図っている。

【白老町の農業の現況】

農家数（戸）				農用地面積					蓄種 （飼養頭羽数）			
専業	一兼	二兼	計	田	畑	樹園地	採草放牧地	計	乳牛	肉牛	豚	採卵鶏
24	4	2	30	0	918	0	1,147	2,065	772	12,000	7,570	1,051,470

注）資料：2015年農業センサス

白老町農業振興地域整備計画（平成30年度）

家畜飼養頭羽数調査（平成31年2月1日現在）

ウ 都市農村交流施設等の現況

白老町の体験・観光施設等は次のとおりです。

【体験・観光施設等の状況（現況）】

体験農園 （町民）	体験・ 交流施設	スポーツ・ レクリエー ション施設	観光施設	宿泊施設	その他
0	0	1	1	0	7
0	0	1	0	0	6

注）下段は市街化調整区域（内数）

(2) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

地区の農業生産活動や美しい農村景観、伝統文化等の多様な諸資源を活かし、都市住民等に対する農作業、農畜産物加工等の農業体験や農村文化・生活の体験などの余暇活動の場を提供するとともに、農畜産物の販路拡大や農業者等の就業の場の確保を図り、農業の振興と農村活性化を推進する。

このため、農村滞在型余暇活動に資することを目的とした機能の整備は、次のように進めるものとする。

- ア 自然環境の保全や美しい景観づくりに努め、農村滞在型余暇活動の実践にふさわしい良好な農村景観の形成を図る。
- イ 都市住民等における、農業・農村に対する理解の促進を図るとともに、多様な余暇活動の提供が可能となるよう、地区の農業や地区に賦存する自然、文化等の多様な資源を総合的に活用し、地区の特性を最大限に発揮する。
- ウ 農業生産の振興及び農畜産加工品の開発・販売促進等、地区の農業や関連産業の振興に資する整備を進めるとともに、農業所得の向上や就業機会の確保を図り、地域の活性化を推進する。
- エ 整備の推進に当たっては、地区の農業者等と調整のうえ、関係法令等に基づく秩序ある土地利用及び施設等の整備を推進する。

オ 地区住民の合意のもとに、創意工夫と主体的な取組みによる整備を促進する。

カ 施設等の利用者の安全の確保や農業に対する理解の促進、農作業等体験施設の運営等を行う人材の育成を図るため、特に女性農業者や高齢者の能力活用を図る。

### 3 農用地その他の農業資源の保全機能の増進を図るための農用地をはじめその他の土地の利用に関する事項

#### (1) 整備地区の土地利用の基本的な方針

整備地区においては、農用地及び農用地に介在するその他の農業資源の有する生産機能のほか、国土の保全や保健休養などの多面的機能が十分発揮されるよう努める必要がある。

このためには、農用地、農業用施設用地、農家の住宅用地、林地、水辺地等について良好な農村景観の確保を図るとともに、都市計画との整合を保持しながら農作業体験等の余暇活動の場を整備し、訪れる人々に快適な環境を提供することができるよう土地利用の調整に努め、あわせて、市街化調整区域においては都市計画との整合性を図るものとする。

#### (2) 土地利用の方針

##### ア 良好な農村の景観の維持・形成

(ア) 農用地については、農業生産の場として適切に保全し、その効率的利用を図るとともに、農道の環境等を整備することにより良好な農村景観の維持・形成に努める。

(イ) 農業用施設用地については、騒音、排水等により周囲の環境に影響を与えないよう配慮する。

(ウ) 農家の住宅用地については、花壇の造成や景観木の植栽等により周囲の景観との調和を図るなど、良好な農村景観の維持・形成に努める。

(エ) 林地については、農村景観の中心となる防風林の整備や屋敷林の保全を図ることにより、良好な農村景観の維持・形成に努める。

(オ) 水辺地については、各種河川等の保全及び親水機能の整備、周囲の景観との調和に配慮した維持管理を図ることにより、良好な農村景観の維持・形成に努める。

##### イ 農作業体験の場を設定するための農用地等の保全・利用

農村滞在型余暇活動を提供するため、継続的に農作業の体験の場に供することが必要な農用地等として、町民農園等（以下「体験農用地」という。）が有効である。

体験農用地については、農作業の体験の場に供するため、農地として適切に保全し、その効率的利用を図るとともに、花木の植栽などにより良好な農村景観の維持・形成に努める。

##### ウ グリーンツーリズム施設の設置箇所の選定方針

(ア) 農振農用地区域内における農地の集団化、農作業の効率化その他の土地の農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないこと。

(イ) 農業用排水施設その他の農業用施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと。

(ウ) 農業公共投資の対象となっていない土地を選定すること。

### 4 農作業体験施設等の整備に関する事項

(1) 整備区域における都市住民等の農村滞在型余暇活動を促進し、農業及び関連産業の振興を図るため、交流の基盤となる施設等の整備を進めることとし、体験農園、体験学習施設、農畜産

物直売施設、農家レストラン、農畜産物加工体験施設、休養施設等の整備を進める。

また、農業に対する理解の促進を図るため、都市住民が滞在するための農業体験研修施設や農業体験民宿等の宿泊施設も併せて整備する。

- (2) 農業者が農業体験や交流活動を行うため整備することができる施設の用途は「別表 グリーンツーリズムに必要な施設である建築物の用途」とおりとし、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、都市計画法等の土地利用に関連する法令との調整を図らなければならない。
- (3) 市街化調整区域において農作業体験施設等の整備を行うことのできる対象者は、周辺における市街化の促進を防ぎ、優良な農地の保全と自然環境や景観との調和に十分配慮する観点から、当該地域を農業経営の拠点にしている農業者及び農業者の組織する団体とし、整備に当たっては営農活動と一体となってグリーンツーリズムを推進するための必要最小限の規模とし、都市計画との調整や地元商工関係者との合意を図りながら施設の整備を行う。

【農作業体験施設等の整備計画】

施設の種類 (併設施設)	位置 (設置場所)	規模	機能	事業主体
農作業体験施設 農産物直売所 農家レストラン	虎杖浜地区 (桔梗原農園)	2棟 250㎡	しいたけの菌床打ちや採取の農作業体験、地元農畜産物の販売施設やレストラン	農業者
農産物直売所 農家レストラン	石山西部地区① (阿部牧場)	2棟 230㎡	地元農畜産物を素材とした販売施設やレストラン	農業者
農作業体験施設 農産物加工体験施設 農業体験民宿 農産物直売所 農家レストラン 休養施設	石山西部地区② (北海道種鶏農場)	6棟 900㎡	野菜等の収穫作業や給餌飼養等馬に関する農作業体験、収穫された野菜等の加工体験、農作業体験の宿泊施設、地元農畜産物を素材にした販売施設やレストラン、休養のための東屋	法人
農作業体験施設 農産物直売所 農家レストラン	石山東部地区① (白老和牛王国上村牧場)	3棟 450㎡	給餌飼養等牛に関する農作業体験、地元農畜産物を素材とした販売施設やレストラン	法人
農作業体験施設 農業体験民宿 休養施設	石山東部地区② (隅谷牧場)	2棟 300㎡	給餌飼養等の牛に関する農作業体験や、これに付随する休養施設・宿泊施設	農業者
農産物直売所 農家レストラン	石山東部地区③ (ブリーディング白老牧場)	5棟 900㎡	地元農畜産物を素材とした販売施設やレストラン	法人

農作業体験施設 農産物加工体験施設 農業体験民宿 農産物直売所 農家レストラン 休養施設	白老地区 (北海道種鶏農場)	6棟 900㎡	野菜等の収穫作業や給餌飼養等馬に関する農作業体験、収穫された野菜等の加工体験、農作業体験の宿泊施設、地元農畜産物を素材にした販売施設やレストラン、休養のための東屋	法人
農作業体験施設 農産物加工体験施設 農業体験民宿 集会所・研修所 農産物直売所 農家レストラン	社台地区① (北海道種鶏農場)	10棟 3,750㎡	地元農畜産物を素材とした販売施設やレストラン、収穫体験農園ハウス、農産物加工体験、農作業体験の宿泊施設及び集会所兼研修所	法人
農作業体験施設 農産物加工体験施設 農業体験民宿 農産物直売所 農家レストラン 休養施設	社台地区② (岩崎牧場)	6棟 900㎡	地元農畜産物を素材とした販売施設やレストラン	法人
農作業体験施設 農作業体験民宿 農産物直売所	社台地区③ (アオノファーム)	7棟 300㎡	野菜等の収穫作業体験、収穫物販売所、農作業体験の宿泊施設	農業者

## 5 その他農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

- (1) 各整備地区や整備地区内各種体験施設の代表者等による協議や、集客のためのPR活動やイベントの開催を行うとともに、各施設におけるサービス向上、人材の育成等について積極的な活動を展開する。
- (2) 農家レストラン、農産物直売施設、農畜産物加工体験施設、農業体験民宿等へ供給する食材について、施設の運営者と生産者組織により地域農産物の利用、販売の促進とその安定供給を図る。

## 6 交流人口の具体的な達成目標

達成目標	指標	現況 (H29年)	目標 (令和6年)
グリーンツーリズム交流人口の増大	体験施設及び直売所、農家レストラン等の利用者の増加率 (%)	184,702人 100%	220,000人 119%

※平成29年度観光入込客数調査

- 7 都市農村交流の担い手となる人材の確保及び育成に関する事項  
商工会、観光協会等の関係団体に加え、女性農業者や高齢者がガイドとして参加できるよう幅広く都市農村交流の担い手を確保・育成する。

### 第3 その他必要な事項

#### 1 普及宣伝の推進

年間を通じて観光客等の確保を図るため、イベント等の企画・宣伝を効果的に行うとともに、インターネットを活用した情報発信やマスコミ、旅行代理店、学校、消費者協会等に向けてのPR活動を積極的に実施する。

#### 2 都市側との提携交流の促進

観光客等の安定的な確保を図るため、主に札幌方面からの観光客が多いことから、今後、札幌圏との提携交流を行政レベル、民間レベルでも促進するとともに、同圏域の消費者協会等との連携を図る。

#### 3 他の市町村との連携活動

胆振管内の他の市町と連携し、主に札幌方面への宣伝、誘客、協同イベントの企画など情報交換等を行い観光客の増加を促進する。

#### 4 支援体制の整備

町、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、商工会、観光協会等の関係機関、団体を積極的に活用し、農業者等への助言指導を行い農村休暇型余暇活動の円滑な推進を図る。

(参考)

### 附 図

- 1 白老町土地利用現況図
- 2 観光・農作業体験施設等の整備計画図
- 3 観光・農作業体験施設の現況図